

## 決議第1号

### 第106号議案 東三河広域連合の設置についてに対する附帯決議

今後設立予定の東三河広域連合においては、事業執行にあたって、特に次の諸点に留意し、実施されたい。

- 一、「東三河はひとつ」という大前提のもと、各市町村の考えを尊重し、全ての市町村と合意形成がなされるまで、十分な協議、調整を行うこと。
- 一、広域連合議会はもとより、住民、各市町村議会に丁寧な説明を行うこと。
- 一、住民サービスの低下を招くことがないよう十分な配慮を行うこと。
- 一、同一圏域で業務を行う東三河県庁と十分な協議、調整を行うこと。

平成26年12月19日

豊 川 市 議 会